

会 計 第 3 1 0 号  
( 広 報 )  
令 和 3 年 2 月 3 日

各 所 属 長 殿

会 計 課 長

警察活動用動画配信機器の運用の手順及び留意事項について

「警察活動用動画配信機器運用要領の制定について」(令和3年2月3日付け会計第309号)に基づき、警察活動用動画配信機器の運用の手順及び留意事項については下記のとおりですので、よく理解の上、適正な運用に努めてください。

記

## 1 運用の手順

### (1) 動画配信機器の基本事項

#### ア 機器構成

端末(パソコン)、ビデオカメラ、エンコーダ機器及びモバイルルータ(運用に必要なケーブル等の付属品を含む。)

#### イ 機器パスワード

端末にユーザID及びパスワードを、モバイルルータに画面パスワードを設定します。

### (2) SNSへの接続(YouTube)

ア 「警察情報システム及び管理対象情報の取扱要領」(平成31年3月19日付け情管第192号)により、約款による外部サービス(SNS等の接続先)を利用する場合は、情報セキュリティ管理者(総務室長)の許可が必要です。

現行は、青森県警察の公式アカウントとして、広報課長の申請によりYouTube及びTwitterが許可されており、そのうち動画配信が可能なものはYouTubeのみです。

YouTube以外のSNS等による動画配信を希望する場合は、あらかじめ総括運用管理者を通じ情報セキュリティ管理者へ届け出る必要があることに留意願います。

#### イ YouTubeへの接続～配信

別添「YouTubeライブ配信手順」に従ってください。

配信に必要なユーザID及びパスワード類は、貸与の際通知します。

## 2 留意事項

(1) 機器関連

モバイルルータに接続（有線又は無線）できる機器は、警察活動用動画配信機器に限り、その他の公用又は私物機器の接続は厳禁です。

特にスマートフォンなど市中のWi-Fiを認識できる仕様のもは、認識してもパスワード入力して接続しないよう、十分留意が必要です。

(2) SNS関連

使用するSNSは、青森県警察の公式アカウントであることを踏まえ、下記の点に留意してください。

ア 広告掲載の申し込みをしないこと。

イ 動画をアップロードする場合（ライブ配信ではなく、動画を保存して公式アカウントから視聴できるようにすること。）は、広報課との協議が必要なこと。

(3) 動画撮影関連

動画配信は、一般の通信回線を使用した部外者向けのものであることを踏まえ、撮影の際は下記の点に留意してください。

ア 被撮影者のプライバシー保護に十分留意して撮影すること。

秘匿性を要する場所で撮影する場合は、特定されないよう留意すること。

イ 被撮影者は、警察職員として品位を欠くことがないよう、言動及び行動に十分留意して撮影を受けること。

使用の際の責任者は、被撮影者が警察職員として品位を欠くことがないよう、あらかじめ言動及び行動について指導又は事前打ち合せ等を行うこと。

ウ 庁舎、設備、機材のほか、警察無線、警察電話などの秘匿性のある場所や情報などの漏洩防止に努めること。

エ 撮影の対象物（音源を含む。）が著作権法に抵触しないか確認すること。

担当：会計課会計指導官

別添省略